

砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 砂糖の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置（第三条 第十条）</p> <p>第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条 第十八条）</p> <p>第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第十九条 第二十一条）</p> <p>第四節 雑則（第二十三条 第二十五条）</p> <p>第三章 でん粉の価格調整に関する措置</p> <p>第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置（第二十六条 第三十二条）</p> <p>第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付（第三十三条 第三十六条）</p> <p>第四章 雑則（第三十七条 第三十九条）</p> <p>第五章 罰則（第四十条 第四十三条）</p>	<p>砂糖の価格調整に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置（第三条 第十条）</p> <p>第三章 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置（第十一条 第十八条）</p> <p>第四章 国内産糖についての交付金の交付（第十九条 第二十一条）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条 第二十六条）</p> <p>第六章 罰則（第二十七条 第二十九条）</p> <p>附則</p>

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置、甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金を交付する措置等を定めることにより、甘味資源作物及びでん粉原料用いもに係る農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「甘味資源作物」とは、てん菜及びさとうきびをいう。

2 | この法律において「国内産糖」とは、甘味資源作物を原料として国内で製造される砂糖をいう。

3・4 | (略)

5 | この法律において「でん粉原料用いも」とは、でん粉の製造の用

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置、国内産糖についての交付金を交付する措置等を定めることにより、国内産糖の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を促進し、もつて甘味資源作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「甘味資源作物」及び「国内産糖」とは、それぞれ、甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第
二条第一項及び第二項に規定する甘味資源作物及び国内産糖をいう。

2・3 | (略)

に供するばれいしよ及びかんしよをいう。

6 この法律において「国内産いもでん粉」とは、でん粉原料用いもを原料として国内で製造されるでん粉をいう。

7 この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差にかんがみ、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。

8 この法律において「砂糖年度」及び「でん粉年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

9 (略)

第二章 砂糖の価格調整に関する措置

第一節 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置

(砂糖調整基準価格)

第三条 農林水産大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、砂糖調整基準価格を定めなければならない。

2 砂糖調整基準価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下回つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖

4 この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

5 (略)

第二章 輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置

(国内産糖合理化目標価格)

第三条 農林水産大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、国内産糖合理化目標価格を定めなければならない。

2 国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内

の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、甘味資源作物が特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産糖が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として、政令で定めるところにより粗糖の国際価格の動向を考慮して定める額を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）に換算して、定めるものとする。

（削る。）

3 | 農林水産大臣は、砂糖調整基準価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 | 農林水産大臣は、砂糖調整基準価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 砂糖調整基準価格は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、改定することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、砂糖調整基準価格の改定について準用する。

産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）に換算して、定めるものとする。

3 | 前項の目標生産費は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとし、農林水産大臣は、当該目標生産費を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 | 農林水産大臣は、国内産糖合理化目標価格を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖の製造、販売、輸入又は消費に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 | 農林水産大臣は、国内産糖合理化目標価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条 国内産糖合理化目標価格は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、改定することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、国内産糖合理化目標価格の改定について準用する。

(輸入に係る指定糖の機構への売渡し)

第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの(以下「指定糖」という。)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。)は、その輸入申告の時に適用される次条の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条の規定により関稅が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2~4 (略)

(平均輸入価格)

第六条 粗糖の平均輸入価格(以下この節及び次節において「平均輸入価格」という。)は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額を基準として、農林水

(輸入に係る指定糖の機構への売渡し)

第五条 粗糖その他の政令で定める種類の砂糖又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの(以下「指定糖」という。)につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。)は、その輸入申告の時に適用される次条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十四条の規定により関稅が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2~4 (略)

(平均輸入価格)

第六条 粗糖の平均輸入価格(以下「平均輸入価格」という。)は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を基準として、農林水産大臣が定める。

産大臣が定める。

2) 4 (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の口に掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」という。)を乗じて得た額から次の八に掲げる額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額)を、次の口に掲げる額に加えて得た額

イ 砂糖調整基準価格(粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該砂糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ・ハ (略)

二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の口に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から次の八に掲げる額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従つて

2) 4 (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の口に掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」という。)を乗じて得た額から次の八に掲げる額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額を、次の口に掲げる額に加えて得た額

イ 国内産糖合理化目標価格(粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該国内産糖合理化目標価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ・ハ (略)

二 当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の口に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に係る指定糖調整率を乗じて得た額から次の八に掲げる額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額を次の口に掲げる額

農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額を次の口に掲げる額に加えて得た額に、第七条第二号口に掲げる額を加えて得た額

イ 砂糖調整基準価格に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ・ハ（略）

2 指定糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

一 当該年度の前年度における国内産糖の供給数量を基準とし当該年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産糖の推定供給数量

二 当該年度の前年度における輸入に係る砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。以下同じ。）の数量及び国内産糖の供給数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に係る砂糖及び国内産糖の推定総供給数量

3（略）

4 第三条第四項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は第一項第一号八の農林水産大臣の定める額について、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海

に加えて得た額に、第七条第二号口に掲げる額を加えて得た額

イ 国内産糖合理化目標価格に砂糖含有率を乗じて得た額（当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ・ハ（略）

2 指定糖調整率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

一 当該年度の前年度における国内産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産糖の推定製造数量

二 当該年度の前年度における輸入に係る砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。以下同じ。）の数量及び国内産糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に係る砂糖及び国内産糖の推定総供給数量

3（略）

4 第三条第五項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項までの規定は第一項第一号八の農林水産大臣の定める額について、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海

外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第十二条第一項の期間」と読み替えるものとする。

(削る。)

第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(砂糖調整基準価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならぬ。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間と

外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一条第一項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第三項」と、「政令で定める期間」とあるのは「第十二条第一項の期間」と読み替えるものとする。

第三章 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格(国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を機構に売り渡さなければならぬ。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均供給価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をそ

する平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。こと)にその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。

2 異性化糖又は混合異性化糖(以下「異性化糖等」という。)につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を機構に売り渡さなければならない。

一 (略)

二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に適用される平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、当該輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格を超える場合

3 (略)

4 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により砂糖調整基準価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

の適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。こと)にその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。

2 異性化糖又は混合異性化糖(以下「異性化糖等」という。)につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を機構に売り渡さなければならない。

一 (略)

二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格を超える場合

3 (略)

4 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により国内産糖合理化目標価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

5 (略)

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。

7 12 (略)

(異性化糖等の売戻しの価格)

第十五条 前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額(その額が輸入異性化糖につき第十三条第二項の規定

5 (略)

6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項ただし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、「政令で定める期間」とあるのは「第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。）」と読み替えるものとする。

7 12 (略)

(異性化糖等の売戻しの価格)

第十五条 前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額)

イ・ロ (略)

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第十三条第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額(その額が輸入混合異性化糖につき同項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額)

イ・ロ (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時について適用される輸入に係る粗糖についての平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一〜三 (略)

3 (略)

4 第三条第四項の規定は、異性化糖調整率について準用する。

イ・ロ (略)

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る異性化糖調整率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第十三条第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ・ロ (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時について適用される輸入に係る粗糖についての平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による機構の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一〜三 (略)

3 (略)

4 第三条第五項の規定は、異性化糖調整率について準用する。

(削る。)

第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

(甘味資源作物交付金の交付)

第十九条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、甘味資源作物の生産者であつて、当該甘味資源作物の作付面積その他の甘味資源作物の安定的な生産を確保するため必要な事項が農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「対象甘味資源作物生産者」という。）に対し、その生産する甘味資源作物（気象、土壌その他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域として農林水産大臣が指定するもの（第二十一条において「指定地域」という。）の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める用途及び糖度のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、甘味資源作物交付金を交付するものとする。

2 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第 号）第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする⁹。

第四章 国内産糖についての交付金の交付

(交付金の交付)

第十九条 機構は、政令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者（甘味資源特別措置法第十八条第一項に規定する地域内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ。）に対し、その製造する国内産糖（同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内において生産された甘味資源作物で最低生産者価格（てん菜及びさとうきびごと）にその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として、同法第十五条第一項に規定する地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林水産省令で定める種類、規格及び生産年のものに限る。第二十一条第一項において同じ。）につき、交付金を交付するものとする。

(甘味資源作物交付金の金額)

第二十条 甘味資源作物交付金の金額は、対象甘味資源作物生産者ごとに、次項の規定により定められる糖度別の甘味資源作物交付金の単価に、当該対象甘味資源作物生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に次条に規定する対象国内産糖製造事業者に売り渡した甘味資源作物の糖度別の数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

2 甘味資源作物交付金の単価は、てん菜及びさとうきびごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が糖度別に定める。

一 対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な生産費の額

二 前号の甘味資源作物の次条に規定する対象国内産糖製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額

3 甘味資源作物交付金の単価は、毎年、てん菜にあつては翌年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては翌年十月一日から翌々年九月三十日までには収穫されるものにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 甘味資源作物交付金の単価は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、改定後の甘味資源作物交付金の単価を告示しなければならない。

(最低生産者価格)

第二十条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情及び物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 最低生産者価格は、毎年、てん菜にあつては翌年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては翌年十月一日から翌々年九月三十日までには収穫されるものにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林水産大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。

らない。

(国内産糖交付金の交付)

第二十一条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産糖を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件を満たすもの（以下「対象国内産糖製造事業者」という。）に対し、その製造する国内産糖（指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める種類及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。）につき、国内産糖交付金を交付するものとする。

- 一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産糖を製造していること。
- 二 対象甘味資源作物生産者に対して支払つ甘味資源作物の対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象甘味資源作物生産者と約定していること。
- 三 農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

(国内産糖交付金の金額)

第二十二條 国内産糖交付金の金額は、対象国内産糖製造事業者ごとに、次項の規定により定められる国内産糖交付金の単価に、当該対象国内産糖製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販

(交付金の金額)

第二十一条 第十九条の交付金の金額は、地域内国内産糖製造事業者ごとに、次項の規定により定められる交付金の単価に、農林水産省令で定める期間内に当該地域内国内産糖製造事業者が製造した国内

売した国内産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 国内産糖交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買入れの価格に相当する額（その額が当該甘味資源作物の標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額）

二 前号の甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額

三 政令で定めるところにより、輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額

3 国内産糖交付金の単価は、砂糖年度ごとに、国内産糖の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 第二十条第四項の規定は、国内産糖交付金の単価について準用する。

産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して算出される額

二 政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額

3 交付金の単価は、砂糖年度ごとに、国内産糖の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 前条第三項の規定は、交付金の単価について準用する。

(削る。)

第四節 雑則

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖(国内産糖を除く。)の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項及び第二十五条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十四条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあった場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量(混合糖にあつては、当

第五章 雑則

(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第二十三条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖(国内産糖を除く。以下同じ。)の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、前条第二項の規定により国内産糖についての交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、機構の行う国内産糖についての交付金の交付の業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、機構に対し、次条第一項及び第二十四条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 (略)

第二十三条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあった場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量(混合糖にあつては、当

該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量(混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量)が著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等(混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類)に応じて、当該額(混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額)に農林水産省令で定めるところにより算出さ

該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量(混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量)が著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等(混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第九条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、政令で定めるところにより砂糖(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(粗糖以外の指定糖にあつては、その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類)に応じて、当該額(混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額)に農林水産省令で定めるところにより算出される額を

れる額を加減して得た額)を加えて得た額(その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額(混合糖にあつては、同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額)を超えるときは、その加えて得た額)とする。

2・3 (略)

第二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量によることが著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量

加減して得た額)を加えて得た額とする。

2・3 (略)

第二十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量によることが著しく不適當であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量

をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額（輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあつては、それぞれその額が第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額）とする。

一 国内産異性化糖 政令で定めるところにより異性化糖（輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。）の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二・三（略）

2（略）

第三章 でん粉の価格調整に関する措置

をその者及び機構に通知したときは、当該数量）を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の第二十二条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 国内産異性化糖 政令で定めるところにより異性化糖（輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。）の供給数量の増加が砂糖の市価及び交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二・三（略）

2（略）

第一節 輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置

(でん粉調整基準価格)

第二十六条 農林水産大臣は、毎でん粉年度、当該年度の開始前十五日までに、でん粉につき、でん粉調整基準価格を定めなければならない。

2 でん粉調整基準価格は、輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物を原料として製造されるでん粉の価格がその額を下回つて低落した場合にこれによるでん粉原料用いもの生産の振興及び国内産いもでん粉の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物の価格を調整することが必要となると認められる価格として、でん粉原料用いもが特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産いもでん粉が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として、政令で定めるところによりでん粉の国際価格の動向を考慮して定める額を基準とし、政令で定めるところによりでん粉の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）に換算して、定めるものとする。

3 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、でん粉調整基準価格について準用する。この場合において、同条第一項中「砂糖」とあるのは、「でん粉」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定でん粉等の機構への売渡し)

第二十七条 でん粉（国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差にかんがみ、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものに限る。）又はでん粉原料用輸入農産物（以下「指定でん粉等」という。）につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定でん粉等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告の時に適用される次条の平均輸入価格がでん粉調整基準価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定でん粉等を機構に売り渡さなければならぬ。ただし、その輸入申告に係る指定でん粉等が関税率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による売渡しに係る指定でん粉等について準用する。

（平均輸入価格）

第二十八条 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格（以下この節において「平均輸入価格」という。）は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の次に掲げる額を基準とし、当該一定期間内における輸入に係るでん粉の数量とでん粉原料用輸入農産物の数量を政令で定めるところによりでん粉の数量に換算した数量との比率を勘案して、農林水産大臣が定める。

一 海外におけるでん粉の主要な生産地域におけるでん粉の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額

二 海外における代表的なでん粉原料用輸入農産物の市価の平均額に輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を加えて得た額を、政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉の価格に換算した額

2 第六条第二項から第四項までの規定は、平均輸入価格について準用する。この場合において、同条第三項中「粗糖」とあるのは「でん粉」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定でん粉等の買入れの価格)

第二十九条 第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉等についての機構の買入れの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格

二 当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつては、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格を政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の価格に換算して農林水産大臣が定める価格

(輸入に係る指定でん粉等の売戻し)

第三十条 機構は、第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡しをした者に対し、その指定でん粉等売り戻さなければならぬ。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定でん粉等の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」と、「その売渡しに係る指定糖」とあるのは「その売渡しに係る指定でん粉等」と、同条第三項中「第五条第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第二十七条第一項の規定による指定でん粉等の売渡し」と読み替えるものとする。

(輸入に係る指定でん粉等の売戻しの価格)

第三十一条 前条第一項の規定による機構の指定でん粉等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定でん粉等がでん粉である場合にあつては、でん粉調整基準価格と第二十九条第一号に掲げる額との差額にそのでん粉に係る輸入申告の日の属するでん粉年度に係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定でん粉等調整率」という。)を乗じて得た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額)を、同号に掲げる額に加えて得た額

二 当該指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合にあつ

ては、でん粉調整基準価格を政令で定めるところによりでん粉原料用輸入農産物の価格に換算して農林水産大臣が定める価格と第二十九条第二号に掲げる額との差額にそのでん粉原料用輸入農産物に係る輸入申告の日の属するでん粉年度に係る指定でん粉等調整率を乗じて得た額（国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額）を、同号に掲げる額に加えて得た額

2 | 指定でん粉等調整率は、毎でん粉年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

一 | 当該年度の前年度における国内産いもでん粉の供給数量を基準とし当該年度におけるその見込数量を参酌して定めた国内産いもでん粉の推定供給数量

二 | 当該年度の前年度における輸入に係るでん粉の数量及びでん粉原料用輸入農産物の数量を政令で定めるところによりでん粉の数量に換算したもの並びに国内産いもでん粉の供給数量を基準とし、当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた輸入に係るでん粉、でん粉原料用輸入農産物から製造されるでん粉及び国内産いもでん粉の推定総供給数量

3 | 第三条第四項の規定は、指定でん粉等調整率について準用する。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第三十二条 第二十七条第一項の規定による売渡しに係る指定でん粉

等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定でん粉等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第二節 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

(でん粉原料用いも交付金の交付)

第三十三条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、でん粉原料用いもの生産者であつて、当該でん粉原料用いもの作付面積その他のでん粉原料用いもの安定的な生産を確保するため必要な事項が農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「対象でん粉原料用いも生産者」という。)に対し、その生産するでん粉原料用いも(気象、土壌その他の自然的条件がでん粉原料用いもの栽培に適すると認められる地域として農林水産大臣が指定するもの(第三十五条において「指定地域」という。))の区域内において生産されたものであつて、農林水産省令で定める用途のものに限る。次条第一項において同じ。)につき、でん粉原料用いも交付金を交付するものとする。

2 | 対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度

に属する十二月三十一日までに植付けされたばれいしよについての
でん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。

(でん粉原料用いも交付金の金額)

第三十四条 でん粉原料用いも交付金の金額は、対象でん粉原料用いも生産者ごとに、次項の規定により定められる品位別のでん粉原料用いも交付金の単価に、当該対象でん粉原料用いも生産者が生産し、農林水産省令で定める期間内に次条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者に売り渡したでん粉原料用いも(当該対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを原料として農林水産省令で定める期間内に委託により国内産いもでん粉を製造する場合におけるでん粉原料用いもを含む。)の品位別の数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

2 | でん粉原料用いも交付金の単価は、ばれいしよ及びかんしよごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が品位別に定める。

一 | 対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な生産費の額

二 | 前号のでん粉原料用いもの次条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額

3 | でん粉原料用いも交付金の単価は、毎年、翌年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉原料用いもにつき、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 第二十条第四項の規定は、でん粉原料用いも交付金の単価について準用する。

(国内産いもでん粉交付金の交付)

第三十五条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産いもでん粉を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件(対象でん粉原料用いも生産者がその生産したでん粉原料用いもを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合にあつては、第二号に掲げる要件を除く。)を満たすもの(以下「対象国内産いもでん粉製造事業者」という。)に対し、その製造する国内産いもでん粉(指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める用途及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。)につき、国内産いもでん粉交付金を交付するものとする。

一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産いもでん粉を製造していること。

二 対象でん粉原料用いも生産者に対して支払うでん粉原料用いも対価について、農林水産省令で定める基準を満たす方法により算定することをあらかじめ対象でん粉原料用いも生産者と約定していること。

三 農林水産省令で定めるところにより、その事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、その内容が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けていること。

(国内産いもでん粉交付金の金額)

第三十六条 国内産いもでん粉交付金の金額は、対象国内産いもでん粉製造事業者ごとに、次項の規定により定められる国内産いもでん粉交付金の単価に、当該対象国内産いもでん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 国内産いもでん粉交付金の単価は、農林水産省令で定める国内産いもでん粉の種類に応じて、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な買入れの価格に相当する額(その額が当該でん粉原料用いもの標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額)

二 前号のでん粉原料用いもの買入れ及びこれを原料とする国内産いもでん粉の製造に要する標準的な費用の額

三 政令で定めるところにより、輸入に係るでん粉につき第三十一条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額

3 国内産いもでん粉交付金の単価は、でん粉年度ごとに、国内産いもでん粉の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 第二十条第四項の規定は、国内産いもでん粉交付金の単価について準用する。

第四章 雑則

(対象国内産糖製造事業者及び対象国内産いもでん粉製造事業者に対する勧告)

第三十七条 農林水産大臣は、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの適正な取引を確保するため特に必要があると認めるときは、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、対象甘味資源作物生産者又は対象でん粉原料用いも生産者との取引の条件及び方法に関し、必要な勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、第二十一条第三号又は第三十五条第三号の認定に係る計画に記載した措置を実施していないと認めるときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対して、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の返還等)

第三十八条 農林水産大臣は、対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、前条の勧告に従わないときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知があつたときは、当該対象国内産糖製造事業者又は対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、交付すべき国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した国内産糖交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(削る。)

(報告及び検査)

第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合糖、異性化糖等、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(削る。)

第二十五条 農林水産大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に関する報告をさせることができる。

(報告及び検査)

第二十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者、異性化糖製造者、精製糖若しくはでん粉の製造業者、砂糖、異性化糖若しくはでん粉の販売業者若しくは砂糖、混合糖若しくは異性化糖等の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第六章 罰則

第五章 罰則

第四十条 偽りその他不正の手段により甘味資源作物交付金若しくは国内産糖交付金又はでん粉原料用いも交付金若しくは国内産いもでん粉交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第四十一条 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表

第二十七条 (略)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十五条若しくは第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、<u>主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生系の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、<u>第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、<u>主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生系の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第三章 業務等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、<u>第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p>

- 八 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うこと。
- 二 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。
- ホ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。

六 (略)

- 七 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生系の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 (略)

2 (略)

(国庫納付金)

第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

- 一 前条第一項第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第

号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。）又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

- 二 前条第一項第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定の

- 八 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

六 (略)

- 七 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生系の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 (略)

2 (略)

ための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしょの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 二 第十条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業務（野菜に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 三 第十条第一項第五号イ、ロ及びハの業務、同項第七号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務
- 四 第十条第一項第五号ニ及びホの業務、同項第七号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

- 五 第十条第一項第六号の業務、同項第七号の業務（繭及び生糸に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務

第十三条・第十四条（略）

（区分経理）

第十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 二 前条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業務（野菜に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務
- 三 前条第一項第五号の業務、同項第七号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

- 四 前条第一項第六号の業務、同項第七号の業務（繭及び生糸に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務

第十二条・第十三条（略）

(債務保証)

第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

第十六条 (略)

(削る。)

(債務保証)

第十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十一条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

第十五条 (略)

(交付金の交付)

第十六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、砂糖の価格調整に関する法律第十九条の交付金（同法第二十一条第二項第二号に掲げる額が政令で定めるところにより同法第三条第二項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖の価格に換算した額に満たない額である場合には、同号に掲げる額と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額を交付するものとする。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十三条第一項の承認をしようとするとき。
- 三 第十四条第一項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

附則

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」とする。

第八条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十二条第一項の承認をしようとするとき。
- 三 第十三条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

附則

第六条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」とする。

第八条 (略)

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第

十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

改正案	現行
<p>第一条 食糧ノ需給及価格ノ安定ノ為ニスル食糧及飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料（以下輸入飼料ト謂フ）ノ買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス</p> <p>第一条ノ二 本会計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食糧管理勘定（以下食糧管理勘定ト謂フ）並輸入飼料勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス</p> <p>第二条 本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金以外ノ経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコトヲ得</p> <p>第三条 本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得</p>	<p>第一条 食糧ノ需給及価格ノ安定ノ為ニスル食糧、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）ニ依リ政府ノ買入ルル農産物等（以下農産物等ト謂フ）及飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料（以下輸入飼料ト謂フ）ノ買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス</p> <p>第一条ノ二 本会計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食糧管理勘定（以下食糧管理勘定ト謂フ）並農産物等安定勘定、輸入飼料勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス</p> <p>第二条 本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金以外ノ経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコトヲ得</p> <p>第三条 本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得</p>

本会計ニ於テ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ当該年度内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ一時借入ヲ為スコトヲ得

第四条ノ三 政府ハ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ付其ノ事務ノ一部ヲ銀行（日本銀行ヲ除ク）、農林中央金庫又ハ農業協同組合ニ委託スルコトヲ得

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ対シ食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

農林中央金庫ハ農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第十五条ノ規定ニ拘ラス食糧及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ関スル事務ヲ行フコトヲ得

（削る。）

本会計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ当該年度内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ一時借入ヲ為スコトヲ得

第四条ノ三 政府ハ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ付其ノ事務ノ一部ヲ銀行（日本銀行ヲ除ク）、農林中央金庫又ハ農業協同組合ニ委託スルコトヲ得

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ対シ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

農林中央金庫ハ農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第十五条ノ規定ニ拘ラス食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払ニ関スル事務ヲ行フコトヲ得

第六条ノ二 農産物等安定勘定ニ於テハ農産物等ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ農産物等ノ買入代金、農産物等ノ買入及売渡ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農産物等安定勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ二（略）

第六条ノ二ノ二（略）

第六条ノ三 業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、輸入飼料勘定及調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ本会計ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸費、調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ五 調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金、証券(第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)ノ発行収入金、借入金並食糧管理勘定、輸入飼料勘定及業務勘定(以下本条ニ於テ他勘定ト謂フ)ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ他勘定ヘノ繰入金、証券(第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)及借入金ノ償還金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

・ (略)

第六条ノ九 食糧及輸入飼料ノ買入数量ノ増加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備費ヲ設クルコトヲ得

第八条ノ四 輸入飼料勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

輸入飼料勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シ

第六条ノ三 業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定及調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ本会計ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸費、調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ五 調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金、証券(第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)ノ発行収入金、借入金並食糧管理勘定、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定及業務勘定(以下本条ニ於テ他勘定ト謂フ)ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ他勘定ヘノ繰入金、証券(第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)及借入金ノ償還金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

・ (略)

第六条ノ九 食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入数量ノ増加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備費ヲ設クルコトヲ得

第八条ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減

之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ
金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

(削る。)

額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部
分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

第八条ノ四ノ二 輸入飼料勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

改 正 案	現 行
<p>（機構法の適用） 第二十号の二（略）</p> <p>2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）（第三条第一項」と、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二号第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条第一項中「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二号第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。</p>	<p>（機構法の適用） 第二十号の二（略）</p> <p>2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）（第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二号第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十三条第一項中「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二号第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。</p>

(区分経理の特例)

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二条の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十二号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第一項第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

(区分経理の特例)

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十一条の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十二号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第一項第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十一条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

改 正 案	現 行
<p>（機構に対する交付金） 第十四条（略）</p> <p>2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。</p> <p>（機構法の適用） 第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）（第三条第一項）と、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定す</p>	<p>（機構に対する交付金） 第十四条（略）</p> <p>2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。</p> <p>（機構法の適用） 第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）（第三条第一項）と、機構法第十一条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定す</p>

る業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

(区分経理の特例)

第十六条 機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第二項に規定する資金（以下「調整資金」という。）から、当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。

2 機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。

る業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

(区分経理の特例)

第十六条 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第二項に規定する資金（以下「調整資金」という。）から、当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。

2 機構は、機構法第十一条の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れることができる。

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五十三（略）</p> <p>五十四 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に關すること。</p> <p>五十五～八十七（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五十三（略）</p> <p>五十四 農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）<u>第二条第一項に規定する農産物等をいう。</u>）及び輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に關すること。</p> <p>五十五～八十七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>